

第7回定時株主総会議事次第

報告事項

第7期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金支給の件

平成24年6月28日

本州四国連絡高速道路株式会社

第7回定期株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目 次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	11
損益計算書	-----	13
株主資本等変動計算書	-----	14
個別注記表	-----	15
連結貸借対照表	-----	20
連結損益計算書	-----	22
連結株主資本等変動計算書	-----	23
連結注記表	-----	24
監査報告書 謄本	-----	30

本州四国連絡高速道路株式会社

事業報告

〔自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の業務は、地域に立脚する「瀬戸内企業」として、本州と四国を連絡する3本の高速道路（以下、「本四道路」という。）の料金収受・交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店等の管理などを行っており、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業や地域と連携した観光振興などに取り組んでおり、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、地域社会に貢献する企業を目指しております。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、新会社発足時に、「お客様に安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実に努める」などを柱とする「経営理念」と、これに基づく社員の「行動規範」を定めるとともに、平成20年に「瀬戸内企業ビジョン」を策定し、「地域との協働」など7つの柱のもと、「経営理念」実現のために様々な活動を体系的に実践していくこととしました。具体的には、中期活動計画として、平成21年に「JB本四高速 中期経営計画2009-2011」を策定し、「経営理念」実現のための企業活動を行ってまいりました。

今後も、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、様々な活動を実践してまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成23事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受け、これら協定及び事業計画に基づき、適切な道路管理を行い、お客様に安全、安心、快適に利用していただくとともに、橋梁や道路の万全な維持管理に努めました。

当期の本四道路の通行台数（*）は38,054千台と前期比で1.2%減少しましたが、料金収入は61,201百万円と、9.8%の增收となりました。これに、道路資産完成高4,012百万円及びその他の売上高131百万円を加え、高速道路事業の営業収益は、65,346百万円となりました。

料金収入61,201百万円のうち、42,980百万円については、機構と締結した協定第8条及び第9条の規定に基づき貸付料として機構に支払われ、債務の償還に充てられることになっております。

本四道路の通行料金につきましては、次の料金割引を実施しています。

利便増進計画等による料金割引

- ・平日終日 全車種について3～5割引
- ・休日終日 普通車、軽自動車等について5割引

（上限料金1,000円は平成23年6月19日で終了）

- ・休日夜間0～4時 中型車、大型車、特大車について3割引

また、企画割引についても前期と同様に「与島PA Uターン割引」、「しまなみサイクリングクーポン」等を実施しました。

本四道路におけるETC利用率は平成24年3月実績で90.6%となり、平成23年3月実績と比べ0.6ポイントの増加となりました。

構造物や施設の保全に関しては、お客様に安全、安心、快適に利用していただけるよう、点検により状態の把握に努め、舗装の重点的な補修や橋梁のコンクリート剥落防止対策を行うなど適時適切に維持補修を実施しました。また、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、前期に引き続き、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）等の塗替塗装等を行うとともに、大規模地震発生時において広域応援部隊等が移動するための県庁所在地を結ぶ道路ネットワークの構築に向け、神戸淡路鳴門自動車道の垂水ジャンクション～淡路インターチェンジ及び淡路島南インターチェンジ～鳴門インターチェンジの耐震補強を推進しました。このうち、当期は撫養橋とその取り付け高架橋（撫養橋北高架橋・撫養橋南高架橋）の耐震補強工事を完了させました。

* 出口の年累計交通量

〔関連事業〕

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリアの管理等の休憩所等事業や、長大橋技術を活用した調査・設計等の受託事業などを実施し、お客様や地域の皆様への多彩なサービスの提供や技術支援などに努めました。

休憩所等事業では、お客様に、より快適に、より楽しくご利用いただくために、前期に引き続き計画的な施設のリニューアルを実施するとともに、鴻ノ池サービスエリア等に喫煙コーナーを設置するなど、施設の充実に努めました。

鉄道施設管理受託事業では、機構から本四備讃線、本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の維持修繕等を実施しました。

その他の受託事業では、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体等から長大橋の施工検討、技術支援業務などを受託しました。また、国から一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理などを、今治市から来島海峡大橋送水管添架工事を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受及び維持修繕などを受託しました。

このほか、高架下を活用した占用施設活用事業（駐車場）を実施しました。

〔当期の業績〕

当期の高速道路事業営業損益は、料金収入等からなる営業収益が65,346百万円、営業費用は65,141百万円となり、高速道路事業営業利益は204百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料や受託事業収入

などを合わせた営業収益が1,753百万円、営業費用は1,664百万円となり、関連事業営業利益は88百万円となりました。

この結果、両者を合わせた全事業営業利益は292百万円となりました。これに、営業外収益180百万円と営業外費用10百万円を加減した経常利益は462百万円となり、特別利益130百万円と特別損失36百万円を加減し、法人税などを差し引いた当期純利益は209百万円となりました。

（2）資金調達等についての状況

資金調達

当期において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額4,500百万円の借入れを行いました。

イ．平成24年2月28日	1,500百万円
ロ．平成24年3月28日	3,000百万円

設備投資

当期における設備投資の主な内容は下記のとおりです。

イ．当期に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金機械等の更新・ETC設備の拡充

ロ．当期において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 料金機械等の更新

（3）財産及び損益の状況

区分	第4期	第5期	第6期	第7期 (当期)
売上高(百万円)	79,971	61,220	62,577	67,099
当期純利益(百万円)	1,002	397	55	209
一株当たり当期純利益(円)	125.37	49.64	6.91	26.23
総資産(百万円)	41,117	38,371	39,273	45,583

（4）対処すべき課題

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。また、これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

〔高速道路事業〕

料金については、平成24年3月に機構との協定を変更し、4月からETC車の割引を一

部変更しています。さらに国により、平成26年度から新たな料金水準とする方針が示されており、適切に対応いたします。

道路の管理については、代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、適時適切な点検と補修を行ってまいります。

事業の実施にあたっては、客観的・定量的な管理目標を定め、その目標の達成を確認するとともに、ライフサイクルコスト^{*}の小さい、効率的な管理を行ってまいります。また、工事等の調達においては、入札・契約手続きの公正の確保と透明性・競争性の向上を図るため、既に取り組んでいる諸施策の徹底を行ってまいります。さらに、技術開発を進め、事業実施体制の効率化を図ることにより、コスト削減に努めてまいります。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、企画割引の活用、積極的な広報活動などを実施し、多くの方々に本四道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

さらに、地元地方公共団体や観光関係の皆様などとの緊密な情報交換、インターネットを利用した顧客満足度調査、ご意見・お問い合わせの分析などによりニーズを把握し、お客様や地域の皆様のご要望に応えるよう努めてまいります。

*社会資本の建設費用や管理費用など耐用期間に要するすべての費用

〔関連事業〕

経営の安定と成長を目指し、お客様や地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開に努め、関連事業の拡大に取り組んでまいります。

休憩所等事業については、本四道路をご利用いただくお客様の疲れを癒し瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産など、お客様に喜ばれるサービスの提供に努めてまいります。

本四備讃線、本四淡路線の鉄道施設管理や関連する道路の管理などの受託事業については、高速道路事業と同様に、効率的に管理を行ってまいります。

また、本州四国連絡橋の建設から維持管理を通じて蓄積した橋梁技術や発注者との経験を活かし、国内外で、橋梁の調査、設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術や技術者を活用した技術支援業務の拡大を図り、幅広く社会の要請に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容

高速道路事業

- イ . 料金収受及び交通管理
- ロ . 維持及び修繕等の管理

関連事業

- イ . 休憩所等事業
- ロ . 道路の維持・修繕及び調査等の受託
- ハ . 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
- ニ . 長大橋の調査及び設計等受託
- ホ . その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地
本 社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東 京 事 務 所	東京都港区赤坂1-6-19
神 戸 管 理 セ ン タ ー	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴 門 管 理 セ ン タ ー	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡 山 管 理 セ ン タ ー	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂 出 管 理 セ ン タ ー	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

使用人の状況（平成24年3月31日現在）

使用人数 393名（前期末比 同数）

平均年齢 46.5歳 平均勤続年数 25.0年

（注）1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めてあります。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
J B ハイウェイサービス株式会社	(百万円) 50	(%) 100	休憩所等事業、料金収受管理、交通管理
株式会社ブリッジ・エンジニアリング	50	100	点検管理、長大橋維持修繕
J B ト - ルシステム株式会社	30	100	料金収受機械保守整備、料金収入・交通量のデータ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	(百万円) 2,378
株式会社三井住友銀行	1,251

2. 株式に関する事項

発行可能株式総数 32,000,000株

発行済株式の総数 8,000,000株

当期末の株主数 11名

株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
国土交通大臣	(株) 5,330,440	(%) 66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
伊藤周雄	代表取締役社長 会社の経営の総理	
岸本良孝	取締役 常務執行役員 (経営計画室、安全技術部、保全部、長大橋技術センター)	
原田秀逸	取締役 常務執行役員 (総務部、観光・お客様サービス室、監査室)	
上野進一郎	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
小田勝士	監査役(常勤)	
新 尚一	監査役	神栄株式会社代表取締役会長
本多佑三	監査役	関西大学総合情報学部教授

- (注) 1. 取締役吉田悦郎氏は、平成23年6月29日開催の第6回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。
2. 監査役新尚一氏及び本多佑三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 神栄株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	(人) 5	(百万円) 66	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	21	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	8	88	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(注) 報酬等の額に記載するほかに当期に退任した取締役1名に対し退職慰労金7百万円を支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	新 尚一	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、 経営全般に係る助言及び提言を行っております。
監査役	本多佑三	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、 経営全般に係る助言及び提言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の 子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の 総額等	2	6	-

5 . 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務に対する報酬を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である、国際会計基準導入に伴う指導助言業務を委任し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われる
ことを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要な事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助は、監査室に所属する使用人が行います。また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

貸借対照表

平成24年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

資産の部

流動資産

現金及び預金	14,740
高速道路事業営業未収入金	5,543
未収入金	99
未収収益	8
短期貸付金	1
有価証券	3,600
仕掛道路資産	948
未成工事支出金	120
貯蔵品	269
前払金	79
前払費用	22
その他の流動資産	22
貸倒引当金	△ 1
流動資産合計	25,456

固定資産

高速道路事業固定資産	
有形固定資産	
建物	82
構築物	2,059
機械及び装置	4,550
車両運搬具	269
工具、器具及び備品	72
土地	134
リース資産	1
建設仮勘定	420
無形固定資産	7,590
関連事業固定資産	141
有形固定資産	7,732
建物	627
構築物	212
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	6
土地	4,830
各事業共用固定資産	5,677
有形固定資産	
建物	1,619
構築物	63
機械及び装置	3
工具、器具及び備品	19
土地	2,682
無形固定資産	4,386
投資その他の資産	60
関係会社株式	248
投資有価証券	1,557
長期性預金	300
長期貸付金	16
長期前払費用	0
長期未収入金	8
その他の投資等	146
貸倒引当金	△ 8
固定資産合計	2,270
資産合計	20,127
	45,583

(単位:百万円)

負債の部

流動負債

高速道路事業営業未払金	12,272
1年以内返済予定長期借入金	1
リース債務	0
未払金	940
未払法人税等	262
未払費用	0
預り金	305
受託業務前受金	136
前受収益	4
賞与引当金	236
流動負債合計	14,162

固定負債

道路建設関係長期借入金	3,629
その他の長期借入金	16
リース債務	1
長期未払金	456
受入保証金	51
退職給付引当金	13,779
役員退職慰労引当金	14
ETCマイレージサービス引当金	745
固定負債合計	18,694
負債合計	32,856

純資産の部

株主資本

資本金	4,000
資本剰余金	
資本準備金	4,000
資本剰余金合計	4,000
利益剰余金	4,000
その他利益剰余金	
別途積立金	4,191
繰越利益剰余金	535
利益剰余金合計	4,726
株主資本合計	12,726
純資産合計	12,726
負債・純資産合計	45,583

損 益 計 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	61,201	
道路資産完成高	4,012	
その他の売上高	131	65,346
営業費用		
道路資産賃借料	42,980	
道路資産完成原価	4,012	
管理費用	18,149	65,141
高速道路事業営業利益		204
関連事業営業損益		
営業収益		
休憩所等事業収入	379	
鉄道管理受託業務収入	768	
その他受託業務収入	605	1,753
営業費用		
休憩所等事業費	298	
鉄道管理受託業務事業費	768	
その他受託業務事業費	597	1,664
関連事業営業利益		88
全事業営業利益		292
営業外収益		
受取利息	18	
有価証券利息	16	
土地物件貸付料	126	
雑収入	19	180
営業外費用		
支払利息	0	
雑損失	10	10
経常利益		462
特別利益		
固定資産売却益	130	130
特別損失		
固定資産売却損	36	36
税引前当期純利益		556
法人税、住民税及び事業税		346
当期純利益		209

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位：百万円)

		株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金			
資本金		資本準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計
平成23年4月1日残高	4,000	4,000	4,153	363	4,517	12,517	12,517
事業年度中の変動額				38	△ 38	-	-
別途積立金の積立							
当期純利益					209	209	209
事業年度中の変動額合計	-	-	38	171	209	209	209
平成24年3月31日残高	4,000	4,000	4,191	535	4,726	12,726	12,726

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金収受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	6,687百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	469百万円
各事業共用有形固定資産減価償却累計額	585百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	227,390百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	6,171百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	685百万円
長期金銭債権	11百万円
長期金銭債務	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	383百万円
営業費用	5,189百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	18百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
退職給付引当金	4,990
賞与引当金	89
E T Cマレージャービス引当金	265
未払事業税	30
その他	24
繰延税金資産小計	5,400
評価性引当額	△5,400
繰延税金資産合計	—

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.9%、平成27年4月1日以降のものについては35.5%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響はありません。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
工具、器具及び備品	50	48	2
無形固定資産(ソフトウェア)	102	97	5
計	153	145	7

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当事業年度末残高が有形固定資産及び無形固定資産の当事業年度末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当事業年度末残高相当額

一年以内	7百万円
一年超	－百万円
合計	7百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	30百万円
減価償却費相当額	30百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	38,708百万円
一年超	1,491,545百万円
合計	1,530,254百万円

平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	42,980	高速道路事業営業未払金	10,851
							債務保証	債務保証(注)2	227,390	-	-
							債務保証(注)3	6,171	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,530,254百万円であります。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務であります。

3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,590.87円
一株当たり当期純利益	26.23円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度（建設関係法人厚生年金基金）及び退職一時金制度を設けております。

(2)退職給付債務に関する事項

区分		(単位：百万円)
退職給付債務	(A)	18,496
年金資産	(B)	3,789
未認識数理計算上の差異	(C)	1,084
未認識過去勤務債務（債務の減額）	(D)	△ 156
退職給付引当金	(E)=(A)-(B)-(C)-(D)	<u>13,779</u>

(3)退職給付費用に関する事項

区分		(単位：百万円)
		自平成23年4月1日
		至平成24年3月31日
勤務費用	(A)	492
利息費用	(B)	373
期待運用収益	(C)	△ 36
数理計算上の差異の費用処理額	(D)	215
過去勤務債務の費用処理額	(E)	△ 39
退職給付費用	(F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	<u>1,006</u>

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.00%
期待運用収益率	1.00%
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度から10年で償却
数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌年度から10年で償却

連 結 貸 借 対 照 表

平成24年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部

流動資産

現金及び預金	15,380
未収入金	5,828
有価証券	3,700
たな卸資産	1,373
短期貸付金	703
繰延税金資産	107
その他	147
貸倒引当金	△ 1
流動資産合計	27,239

固定資産

有形固定資産	
建物及び構築物	6,352
機械及び運搬具	4,845
土地	9,363
リース資産	127
その他	574
固定資産合計	21,265
無形固定資産	222
	21,488

投資その他の資産

投資有価証券	1,765
長期未収入金	8
繰延税金資産	30
その他	569
貸倒引当金	△ 8
固定資産合計	23,853
資産合計	51,092

(単位:百万円)

負債の部

流動負債

未払金	12,966
短期借入金	764
一年以内返済予定長期借入金	1
リース債務	34
未払法人税等	321
前受金	137
賞与引当金	396
その他	418
流動負債合計	15,042

固定負債

長期借入金	3,645
リース債務	98
長期未払金	622
退職給付引当金	14,296
役員退職慰労引当金	66
ETCマイレージサービス引当金	745
負ののれん	1,442
その他	508
固定負債合計	21,427
負債合計	36,469

純資産の部

株主資本

資本金	4,000
資本剰余金	4,000
利益剰余金	6,622
株主資本合計	14,622
純資産合計	14,622
負債・純資産合計	51,092

連 結 損 益 計 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益	68,784
営業費用	
道路資産賃借料	42,980
高速道路等事業管理費及び売上原価	20,572
販売費及び一般管理費	4,553
	68,105
営業利益	679
営業外収益	
受取利息	29
有価証券利息	17
土地物件貸付料	108
負ののれん償却額	102
雑収入	32
	290
営業外費用	
支払利息	6
雑損失	11
経常利益	952
特別利益	
固定資産売却益	130
その他	2
	133
特別損失	
固定資産売却損	36
税金等調整前当期純利益	1,048
法人税、住民税及び事業税	500
法人税等調整額	25
少数株主損益調整前当期純利益	522
当期純利益	522

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

		株主資本			純資産合計	
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成23年4月1日残高		4,000	4,000	6,099	14,099	14,099
連結会計期間中の変動額						
当期純利益				522	522	522
連結会計期間中の変動額合計		—	—	522	522	522
平成24年3月31日残高		4,000	4,000	6,622	14,622	14,622

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

JBハイウェイサービス株 (株)ブリッジ・エンジニアリング JBトールシステム株

(2) 非連結子会社の名称等

株ネクストウェイ (株)シンプウ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

株ネクストウェイ (株)シンプウ

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

6. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	8,579百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務	227,390百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務	6,171百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。

営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債等であります。

借入金は、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	15,380	15,380	—
(2) 未収入金	5,828	5,828	—
(3) 有価証券	3,700	3,700	0
(4) 投資有価証券	1,758	1,770	12
(5) 未払金	(12,966)	(12,966)	—
(6) 1年以内返済予定長期借入金	(1)	(1)	—
(7) 長期借入金	(3,645)	(3,645)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっております。

(5) 未払金、(6) 1年以内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(7) 長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価格とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,487	2,485

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法等に基づく金額であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は、次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当連結会計年度末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
機械及び運搬具	70	61	8
その他	79	74	4
無形固定資産(ソフトウェア)	102	97	5
合 計	252	234	18

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

一年以内	19百万円
一 年 超	4百万円
合 計	24百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	38,708百万円
一 年 超	1,491,545百万円
合 計	1,530,254百万円

平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
退職給付引当金	5,191
賞与引当金	152
E T Cマージャービス引当金	265
未払事業税	35
その他	92
繰延税金資産小計	5,737
評価性引当額	△ 5,551
繰延税金資産合計	186

(繰延税金負債)	百万円
子会社時価評価差額	△ 49
繰延税金負債合計	△ 49
繰延税金資産（負債）の純額	137

(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	107百万円
固定資産－繰延税金資産	30百万円

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.9%、平成27年4月1日以降のものについては35.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が3百万円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ネクストウェイ	兵庫県神戸市中央区	40	不動産賃貸等	所有直接100%	—	不動産賃貸等	資金の貸付	739	短期貸付金	702

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引が反復的に行われているため、各月平均残高を記載しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	42,980	未払金	10,851
							債務保証	債務保証(注)2	227,390	—	—
							債務保証	債務保証(注)3	6,171	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。
 道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,530,254百万円であります。
- 2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務であります。
- 3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,827.83円
 一株当たり当期純利益 65.36円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 31 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重 樹 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 31 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横井 康 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重樹 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度（第7期）の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システムの構築の基本方針）及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上のことについて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことについて、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成24年6月1日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

監査役（常勤） 小田 勝士 

監査役 新 尚一 

監査役 本多 佑三 

（注）監査役新尚一及び監査役本多佑三は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第7回定時株主総会 議案及び参考事項

目 次

第1号議案	剰余金処分案承認の件	-----	1
第2号議案	取締役及び監査役選任の件	-----	2
第3号議案	退任取締役及び退任監査役に対する 退職慰労金支給の件	-----	4

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 146,924,519円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 146,924,519円

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役のうち小田勝士氏が、本総会の終結の時をもって退任されますので、後任の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役の選任に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	三原 修二 (昭和21年1月27日)	<p>昭和44年4月 川崎重工業株式会社入社 平成13年4月 同社執行役員汎用機カンパニーバイスプレジデント 兼汎用機カンパニー企画本部長 平成16年4月 同社執行役員総務部長 平成17年4月 同社執行役員人事労政部長 平成19年6月 同社代表取締役常務人事労政部長 平成20年4月 同社代表取締役常務経営企画部長 平成21年4月 同社代表取締役副社長 平成23年7月 同社顧問</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 一般財団法人兵庫県雇用開発協会理事長</p>	0株
2	岸本 良孝 (昭和25年9月7日)	<p>昭和50年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成14年7月 同公団長大橋技術センター長 平成17年10月 本州四国連絡高速道路株式会社企画部長 平成20年6月 当社管理事業本部長 平成22年6月 当社常務取締役 平成22年12月 当社取締役常務執行役員 (経営計画室、安全技術部、保全部及び長大橋技術センター) 現在に至る</p>	0株
3	原田 秀逸 (昭和28年11月10日)	<p>昭和51年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成13年1月 国土交通省総合政策局国土環境・調整課長 平成14年7月 日本下水道事業団企画総務部長 平成17年8月 衆議院事務局調査局国土交通調査室首席調査員 平成19年7月 衆議院事務局調査局決算行政監視調査室首席調査員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 (総務部、観光・お客様サービス室及び監査室) 現在に至る</p>	0株
4	上野 進一郎 (昭和30年9月6日)	<p>昭和54年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成19年7月 国土交通省関東地方整備局道路部長 平成20年7月 同道路局有料道路課長 平成21年7月 同中国地方整備局副局長 平成22年8月 同大臣官房付 平成22年9月 当社常務取締役 平成22年12月 当社取締役常務執行役員 (企画部及び業務部) 現在に至る</p>	0株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤村鉄彦 (昭和28年10月12日)	昭和53年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成17年10月 本州四国連絡高速道路株式会社経理部上席調査役 平成20年6月 当社観光室長 平成21年7月 当社業務部長 平成22年6月 当社経理部長	0株

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

取締役伊藤周雄氏及び監査役小田勝士氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を支給することとしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
伊藤周雄	平成19年6月	当社代表取締役社長 現在に至る
小田勝士	平成22年6月	当社常勤監査役 現在に至る